

医療法人社団哺育会白岡中央総合病院の移転開設に伴う 運営支援事業助成金交付条例の概要

1 条例制定の理由

「白岡中央総合病院の移転開設及び運営等に関する協定」に基づき、同病院が継続的に安定して地域の医療提供体制を維持できるよう、新たに病院事業の用に供する土地、病院建物及び運営目的のために使用する医療機器、器具、備品等に対して賦課される固定資産税の額に相当する額を助成するため、本条例を制定するものである。

2 条例の概要

(1) 第2条関係（交付額等）

白岡中央総合病院の移転開設後10年間に限り、新病院の土地、家屋及び償却資産に対して賦課される固定資産税の額と同等の金額を、助成金として同病院に交付する。

(2) 第3条関係（助成金の申請及び決定）

助成金の交付は、規則で定めるところにより、当該年度における固定資産税の納入確認後、病院からの申請に基づき決定する。

(3) 第5条関係（助成金の交付決定の取消し等）

市は、病院の運営廃止や市税の滞納等、助成金を交付することが適当でないと判断した場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を求めることができるものとする。

3 施行期日等

(1) 条例の施行期日は、令和4年4月1日とする。

(2) 条例は、助成金の交付が完了した日限り効力を失う。

ただし、第5条に規定する助成金の交付決定の取消し等（返還規定）については、条例の失効後もなお効力を有するものとする。